

ふくい創業活性化事業（創業型）企画・運営業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年 8月21日

福井県知事 石田 嵩人

1. 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称
ふくい創業活性化事業（創業型）企画・運営業務
- (2) 公示業務の内容
「ふくい創業活性化事業（創業型） 業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案金額の上限
提案金額の上限は、16,179,000円（消費税および地方消費税込）とする。

2. 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、法人であって、本業務の実施に必要な能力を有し、以下の資格要件をすべて満たしている者であること

- (1) 法人
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
 - イ 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
 - ウ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと
 - エ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること
 - （ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ） 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - （エ） 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与

- している者
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 募集要領等の交付

募集要領等については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和8年8月21日（金）～令和8年9月9日（水）まで 土・日・祝を除く9時から17時の間
②交付場所	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部経営改革課創業・DX支援グループ なお、同課ホームページからもダウンロードすることができる。
③交付資料	1 募集要領 2 申請様式 3 委託契約書（案） 4 仕様書

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和8年9月4日（金）17時まで |
| (2) 質問票の提出期限 | 令和8年8月31日（月）17時まで |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年9月9日（水）17時まで |
| (4) 審査会 | 令和8年9月18日（金）実施予定 |

5. 審査の方法

(1) 選定方法

提出された提案書の内容について、参加申込者によるプレゼンテーションを原則対面で実施する。提出書類およびプレゼンテーションの内容により、ふくい創業活性化事業（創業型）企画・運営業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

(2) 実施日時

令和8年9月18日（金）に実施予定（時間は別途通知する。）

(3) 実施場所

越乃バレー（予定）

(4) 選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。
なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

6. その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。

(4) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること。また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

7. 問い合わせ先・提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部経営改革課創業・DX支援グループ 担当：坂下

電話 0776-20-0378 FAX 0776-20-0371

Email keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp